第38回全国健康福祉祭埼玉大会基本構想策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 第38回全国健康福祉祭埼玉大会(以下「大会」という。)を、本県の特性を活かした魅力ある大会とするため、第38回全国健康福祉祭埼玉大会基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について協議する。
 - (1) 大会の基本方針に関すること。
 - (2) 大会の名称、会期等に関すること。
 - (3) 大会において実施する事業及び会場地の選定に関すること。
 - (4) その他大会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会の委員は、別表1の関係団体等の代表者等、学識経験を有する者、その他 知事が特に必要と認める者をもって構成する。
- 2 専門事項を調査検討するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。ただし、臨時委員は当該専門の事項に関する調査検討が終了したときは、退任する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を1名ずつ置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

(部会)

- 第6条 委員会の会議資料の調製その他大会の開催に向けて必要な事項を調整する ため、作業部会を設置する。
- 2 作業部会の構成員は、別表2に掲げる所属にある者をもって構成する。
- 3 作業部会の部会長は、埼玉県福祉部高齢者福祉課長をもって充てる。

(事務局)

- 第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長及び必要な事務局員を置く。
- 3 事務局長は、埼玉県福祉部高齢者福祉課長をもって充てる。

(承継)

第8条 委員会は、「全国健康福祉祭埼玉大会実行委員会(仮称)」が設立されたときは、その業務を実行委員会に引き継ぐものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、「全国健康福祉祭埼玉大会実行委員会(仮称)」の設立をもって、 効力を失う。

別表 1(第3条関係)

別な「(お3米財际)		
1	埼玉県	
2	さいたま市	
3	いきいき埼玉	
4	埼玉県社会福祉協議会	
5	さいたま市社会福祉協議会	
6	埼玉県老人クラブ連合会	
7	さいたま市老人クラブ連合会	
8	埼玉県スポーツ協会	
9	さいたま市スポーツ協会	
10	埼玉県障害者スポーツ協会	
11	埼玉県レクリエーション協会	
12	埼玉県文化団体連合会	
13	埼玉県芸術文化振興財団	
14	埼玉県物産観光協会	
15	埼玉県商工会議所連合会	
16	埼玉県商工会連合会	
17	埼玉県経営者協会	
18	埼玉経済同友会	
19	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合	
20	埼玉県地域婦人会連合会	
21	埼玉新聞社	
22	テレビ埼玉	
23	エフエムナックファイブ	
24	埼玉県立大学	
25	埼玉県市長会	
26	埼玉県町村会	

別表2(第6条関係)

埼玉県福祉部高齢者福祉課	
さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課	